

更 新 伐 実 施 基 準

平成 24 年 11 月 27 日 森整第 581 号

平成 25 年 3 月 4 日 森整第 820 号

最終改正 令和 2 年 10 月 16 日 森整第 498 号

第 1 趣 旨

更新伐の実施については、市町村森林整備計画、森林整備補助金交付規則（昭和 48 年 10 月 12 日規則第 73 号）、岩手県森林整備事業実施要領（昭和 48 年 10 月 12 日付け林業第 1192 号。以下「県実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日 13 林整整第 885 号）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日 14 林整整第 580 号）によるほか、この実施基準によるものとする。

第 2 用語の定義

この実施基準で用いる用語は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。
- (2) 「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新をいう。
- (3) 「天然更新補助作業」とは、地表処理、刈出し、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するために行う作業をいう。

第 3 更新伐の種類

(1) 天然林整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的とし、主林木を伐採するもの。

森林経営計画に基づき実施するときの伐採率は、更新方法がぼう芽更新又は人工植栽の場合にあっては 70%以上、更新方法が天然下種更新の場合にあっては 70%以下とする。

市町村森林整備計画において、複層林施業を推進すべき森林とされ、別に択伐率が定められているものは、その択伐率の範囲内とする。

(2) 人工林整理伐

人工林において、針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として本数密度の調整を行うため、主林木の 50%以下を伐採するもの。

第 4 事業の要件

(1) 事業主体の義務

事業主体は、更新伐を実施した場合、当該事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に当該施行地において更新を行なうものとする。

(2) 更新完了の確認

(1)により行った更新の状況については、別に定める要領に基づき、広域振興局長（以下「局長」という。）が調査し、更新の完了を確認するものとする。

(3) 更新が完了しなかった場合の措置

(2)により行った更新状況調査の結果、手直しを行ってもなお更新の完了を確認できないと局長が判断したときは、事業主体は当該施行地に交付された補助金を県に返還しなければならない。

第5 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の更新樹種

天然更新の更新樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案し、6,500本/haとする。

天然更新を行う際は、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきとする。

$$6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10 \div 2 = 2,000 \text{ 本/ha}$$

天然更新した立木の本数に算入すべき立木の種類は、下記対象樹種のうち樹高がおおむね30cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

なお、一株から多数のぼう芽枝が発生している場合、天然更新した立木の本数に算入できる立木の本数の上限を5本とする。

(3) 天然更新補助作業の実施

天然更新を円滑に誘導するため、必要に応じ、更新方法に応じた天然更新補助作業を行うものとする。

天然更新補助作業の内容

区分	作業の内容
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において行うかき起こし、枝条整理等の作業
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所において行う下刈作業
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に植栽する作業
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽稚樹の優劣が出てくる時期に一株あたりの仕立て本数を2～5本を目安に整理する作業

第6 主林木の伐採に関する事項

- (1) 天然林整理伐を行う場合、ぼう芽更新や天然下種更新が確実に見込まれる森林で行うこと。
- (2) ぼう芽更新により更新する場合は、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月までに伐採すること。
- (3) 天然林整理伐後の更新方法がぼう芽更新の場合にあっても、天然下種更新と併せた確実な更新を誘導する観点から、母樹の保存等に配慮すること。
- (4) 寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持を図る観点から、保護樹帯を積極的に配置す

ること。

- (5) 気象害等を防止する観点から、沢筋等の林縁木等や更新の必要性の少ない岩石地内の森林については、伐採を極力避けること。
- (6) 更新伐実施後は、更新補助作業を円滑に実施する観点から、末木枝条等の整理は適切に行うこと。
- (7) 天然林整理伐実施前から、あらかじめ人工植栽により更新を予定している場合は、補助のメニューを「更新伐」ではなく、「人工造林」として補助申請すること。

第7 林内路網整備に関する事項

更新伐の施行に併せ整備する森林作業道は、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に則り、継続的な使用に供する道路とし、その作設にあたっての留意点は下記のとおりとする。

(1) 適切かつ効果的な路網作設

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であることから、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであり、適切な路網計画の下、安全な箇所効果的に作設すること。

(2) 作業効率性の確保

路線形は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せを勘案し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置すること。

(3) 路線の設定

ア 路線選定にあたっては、地形・地質の安定している箇所を選定すること。

また、線形は、地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波型線形とし、土砂崩壊を招くおそれのあるジグザクな線形は避けること。

イ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定すること。

ウ やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画すること。

エ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく、小規模所有者への影響に配慮すること。

オ 造材、積み込みなどの作業や、退避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配慮すること。

カ 作設費用と得られる効果のバランスに留意すること。

(4) 路網の維持管理

岩手県森林作業道作設指針に基づき、継続的に利用できるよう道路管理者が適切に管理すること。

第8 その他留意事項

(1) 環境に配慮した施業の実施

更新伐及び更新伐実施後の更新にあたっては、森林の多面的機能の維持増進を図るため、林地保全等環境に配慮した施業を行うとともに、1箇所当たりの伐採面積は、極力少なく設定するよう配慮すること。

(2) 各種関係法令の遵守

森林の整備を行う際は、伐採及び伐採後の造林の届出や保安林内の立木伐採許可等の森林法等関係法令に基づく諸手続きを適切に行うこと。

(3) 森林整備事業事前計画書の提出

更新伐を実施するときは、県実施要領に規定する森林整備事業事前計画書を作業に着手する2週間前までに局長に提出すること。更新伐と併せて森林作業道を作設する場合は、当該森林作業道の作設に係る事前計画についても提出すること。

(4) 各種基準等との適合

更新伐と一体的に行う森林作業道を、森林整備事業を活用し作設する場合は、岩手県森林作業道作設指針に基づくほか、森林作業道整備実施基準（平成23年10月21日森整第503号）、森林作業道開設基準（平成23年10月21日森整第504号）に適合するものとする。

【参考】

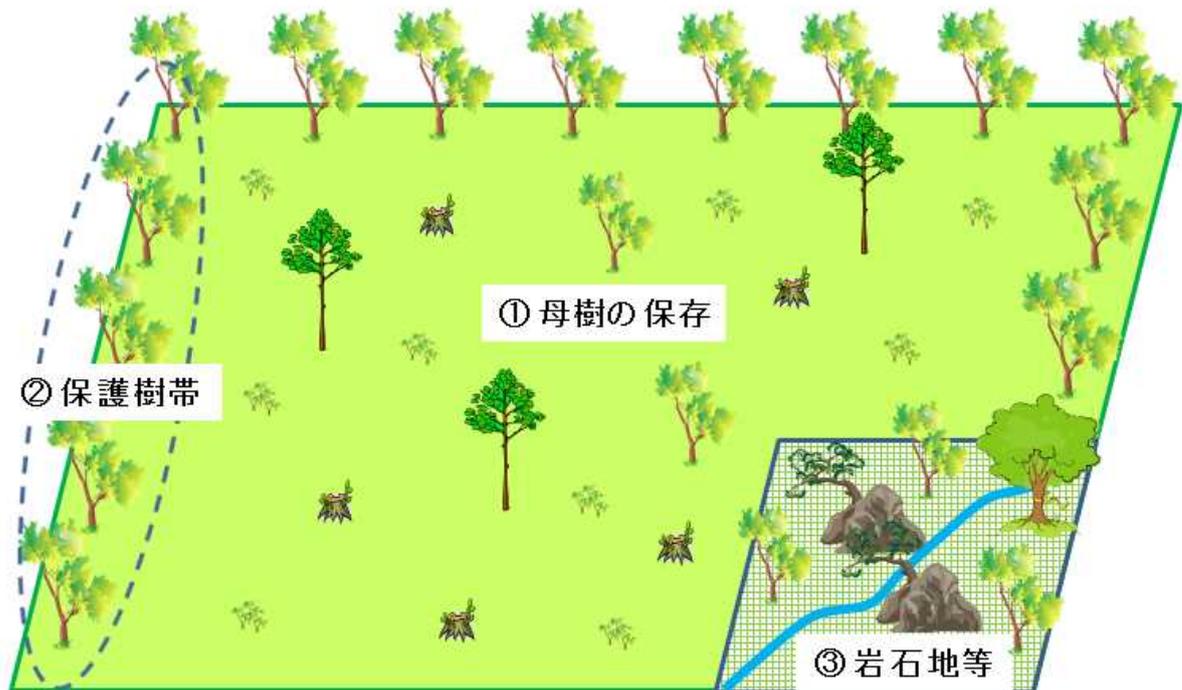
(1) 更新の義務

更新伐を実施した場合においては、当該事業の完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過した後更新が図られていないと局長が判断したときは、苗木の植栽により速やかに更新を図ること。これに従わない場合は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を県に返還すること。

(2) 更新伐実施後の天然更新の方法について

下記のイメージ図を参考にすること。

【更新伐実施後の天然更新のイメージ図】



(留意事項)

- ① 萌芽更新を行う場合にあっても、母樹の保存等について配慮すること。
- ② 寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持を図るため保護樹帯を積極的に設置すること。
- ③ 岩石地、沢筋等については、伐採を避けること。